

教育委員会会議提出議案

第23号

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和6年4月22日
教 育 長

(理由)

カスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、各施設の利用等に関する規則に必要な規定を設けるもの。

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を 改正する規則の制定について

1 改正概要

カスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、各施設の利用等に関する規則に、新たに「禁止行為」及び「違反に対する措置」を規定するもの。

2 改正規則

- ① 福岡県立美術館の利用等に関する規則
- ② 福岡県立図書館の利用等に関する規則
- ③ 福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ④ 福岡県立英彦山青年の家利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ⑤ 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ⑥ 九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ⑦ 福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ⑧ 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- ⑨ 福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則

3 施行期日

令和6年4月30日

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則を
制定し、ここに公布する。

令和六年四月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正す
る規則

(福岡県立美術館の利用等に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県立美術館の利用等に関する規則(昭和六十年福岡県
教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

第三条の二 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)に
おいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪^おの情を催
す行為
- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館
内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取
り扱う行為

六 喫煙する行為

七 その他館内管理上不相当と認められる行為

(違反に対する措置)

第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対
し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去
を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立図書館の利用等に関する規則(昭和五十八年福岡
県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

第三条の二 館内（建物内及びその用地内をいう。以下この条及び次条において同じ。）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為
- 二 示威又はけん騷にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 喫煙する行為
- 七 その他館内管理上不相当と認められる行為
(違反に対する措置)

第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第三条 福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和五十九年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(禁止行為)

第十条 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為
- 二 示威又はけん騷にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 指定された場所以外で喫煙する行為

七 その他施設内管理上不相当と認められる行為

第十条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

第十条の二 指定管理者、センターの所長及び少年自然の家
の所長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

（福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正）

第四条 福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（禁止行為）

第十条 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為

二 示威又はけん騒にわたる行為

三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 指定された場所以外で喫煙する行為

七 その他施設内管理上不相当と認められる行為

第十条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

第十条の二 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第五条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則(昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(禁止行為)

第十一条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為
 - 二 示威又はけん騒にわたる行為
 - 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
 - 四 通行の妨害となる行為
 - 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
 - 六 指定された場所以外で喫煙する行為
 - 七 その他施設内管理上不相当と認められる行為
- 第十一条の次に次の一条を加える。

(違反に対する措置)

第十一条の二 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第六条 九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(昭和四十八年福岡県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(禁止行為)

第八条 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為
 - 二 示威又はけん騷にわたる行為
 - 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
 - 四 通行の妨害となる行為
 - 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
 - 六 指定された場所以外で喫煙する行為
 - 七 その他館内管理上不相当と認められる行為
- 第八条の次に次の一条を加える。

(違反に対する措置)

第八条の二 館長等は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第七条 福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

第六条 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為

- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 喫煙する行為
- 七 その他館内管理上不相当と認められる行為

(違反に対する措置)

第七条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第八条 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成元年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

- 第八条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為
 - 二 示威又はけん騒にわたる行為
 - 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
 - 四 通行の妨害となる行為
 - 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
 - 六 指定された場所以外で喫煙する行為
 - 七 その他施設内管理上不相当と認められる行為
- (違反に対する措置)

第九条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第九条 福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成七年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(禁止行為)

第六条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪おの情を催す行為

二 示威又はけん騒にわたる行為

三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為

四 通行の妨害となる行為

五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為

六 指定された場所以外で喫煙する行為

七 その他施設内管理上不相当と認められる行為
(違反に対する措置)

第七条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
新旧対照表

福岡県立美術館の利用等に関する規則 (昭和六十年十月二十二日福岡県教育委員会規則第十一号)	
改正案	現行
<p>第二章 総則</p> <p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三条の二 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん慝の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん騒にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損する行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 喫煙する行為</p> <p>七 その他館内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第二章 寄贈資料</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第三章 資料の委託保管</p> <p>第五条〜第九条 (略)</p> <p>第四章 展示室及び視聴覚室の使用</p> <p>第十条〜第十一条 (略)</p> <p>第五章 補則</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第二章 寄贈資料</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第三章 資料の委託保管</p> <p>第五条〜第九条 (略)</p> <p>第四章 展示室及び視聴覚室の使用</p> <p>第十条〜第十一条 (略)</p> <p>第五章 補則</p> <p>第十二条 (略)</p>

福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和五十八年二月十七日福岡県教育委員会規則第四号）	
改正案	現行
<p>第一条～第三条（略） （禁止行為）</p> <p>第三条の二 館内（建物内及びその用地内をいう。以下この条及び次条において同じ。）において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん慥の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん騒にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損する行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 喫煙する行為</p> <p>七 その他館内管理上不適当と認められる行為 （違反に対する措置）</p> <p>第三条の三 館長は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第四条～第二十六条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四条～第二十六条（略）</p>

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則 (昭和五十九年三月一日福岡県教育委員会規則第三号)	
改正案	現 行
<p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん闘にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他施設内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第十条の二 指定管理者、センターの所長及び少年自然の家^ニの所長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第十一条～第十三条 (略)</p>	<p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(退所命令)</p> <p>第十条 指定管理者、センターの所長及び少年自然の家^ニの所長は、センター及び少年自然の家^ニの諸規程に違反し、秩序を乱した利用者に対して退所を命ずることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第十一条～第十三条 (略)</p>

福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則 (昭和四十六年十二月十四日福岡県教育委員会規則第二十三号)	
改正案	現 行
<p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん闘にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他施設内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第十条の二 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第十一条～十四条 (略)</p>	<p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(退所命令)</p> <p>第十条 指定管理者、所長は、青年の家の緒規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第十一条～第十四条 (略)</p>

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則 (昭和四十九年五月二十八日福岡県教育委員会規則第九号)	
改正案	現 行
<p>第一条～第十条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十一条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又ははげん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又ははげん騒にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他施設内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第十一条の二 指定管理者、所長は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第十二条～第十四条 (略)</p>	<p>第一条～第十条 (略)</p> <p>(退所命令)</p> <p>第十一条 指定管理者、所長は、玄海の家 of 諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第十二条～第十四条 (略)</p>

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(昭和四十八年二月二十日福岡県教育委員会規則第四号)

改正案	現行
<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第八条 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又ははげん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん闘にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損する行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他館内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第八条の二 館長等は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p> <p>第九条～第十五条 (略)</p>	<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(利用制限)</p> <p>第八条 館長等は、次の各号の一に該当すると認められる者については、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>一 他人に迷惑をかけ、展示品又は施設設備を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>二 その他係員の指示に従わない者</p> <p>(新設)</p> <p>第九条～第十五条 (略)</p>

福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(平成二年三月十六日福岡県教育委員会規則第六号)

改正案	現 行
<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第六条 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん闘にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損する行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 喫煙する行為</p> <p>七 その他館内管理上不相当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第七条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。</p>	<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(平成元年三月三十日福岡県教育委員会規則第七号)

改正案	現 行
<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第八条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又はけん闘にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他施設内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第九条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができらる。</p>	<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則
 (平成七年三月三十一日福岡県教育委員会規則第五号)

改正案	現行
<p>第一条～第五条 (略) (禁止行為)</p> <p>第六条 施設内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又ははげん悪の情を催す行為</p> <p>二 示威又ははげん騒にわたる行為</p> <p>三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為</p> <p>四 通行の妨害となる行為</p> <p>五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為</p> <p>六 指定された場所以外で喫煙する行為</p> <p>七 その他施設内管理上不適当と認められる行為</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第七条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行つた違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができらる。</p>	<p>第一条～第五条 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>